（令和六年四月から令和七年三月までの月分の昭和二十八年改正法附則第十八項ただし書に規定する政令で定める額）

**第五条**　令和六年四月から令和七年三月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十八項ただし書に規定する政令で定める額は、七万三千九百円（法第二十四条第一項に規定する配偶者にあっては、十九万八千四百円）とする。

（令和六年四月から令和七年三月までの月分の昭和四十六年改正法附則第八条第四項ただし書に規定する政令で定める額）

**第六条**　令和六年四月から令和七年三月までの月分の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項ただし書に規定する政令で定める額は、七万三千九百円（法第二十三条第一項第二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五万七千九百円）とする。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百三十二号**

## 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「五千百四十円」を「五千三百十円」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百三十三号**

## 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、法第十一条の三第一項、法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十二条の三第一項及び第三項並びに第十三条第二項並びに法第十六条第三項、第二十二条第一項、第二項及び第五項並びに第二十七条の四第一項（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の七を第九条の八とし、第九条の六の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

**第九条の七**　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の三第一項に規定する政令で定める場所、政令で定める時間及び政令で定める期間並びに同条第三項に規定する政令で定める在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

第十二条第二項中「百分の三十三」を「百分の四十三」に、「百分の四十五・五」を「百分の五十五・五」に改め、同条第五項中「百分の十六、百分の十二・三七五、百分の十一又は百分の六・八七五」を「百分の二十六、百分の二十五、百分の二十一、百分の二十、百分の十六・五、百分の十六又は百分の八・二五」に改める。

第十七条の四第二項ただし書中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条第三項及び第四項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の四の二第一項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に、「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の四の三第四項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の五第一項及び第二項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第三項中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の五の二第一項中「自衛官等が」の下に「、防衛省令で定めるところにより、」を、「から」の下に「、法第二十二条第五項に規定する電子資格確認その他防衛省令で定める方法により、自衛官等であることの確認を受け、」を加え、同条第三項中「防衛大臣の指定する」を「防衛省令で定める」に改める。

第十七条の六第一項第二号、第三項及び第五項並びに第十七条の六の二第一項第一号から第三号まで及び第五号、第二項、第三項第一号から第三号まで並びに第五項第二号中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の三第一項各号中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改め、同条第二項中「防衛大臣が指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第三項中「防衛大臣が定める」を「防衛省令で定める」に改め、同条第四項中「防衛大臣が定める」及び「防衛大臣が指定する」を「防衛省令で定める」に改め、同条第七項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の四第一項第三号及び第三項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の六の五第三項中「の例に準じて防衛大臣が」を「に準じて防衛省令で」に改める。

第十七条の六の六第一項中「防衛大臣の」及び「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改め、同条第二項中「防衛大臣が」を「防衛省令で」に改める。

第十七条の八の二中「防衛大臣の」を「防衛省令で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十二条第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局等）

**第十七条の八の三**　法第二十二条第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局は、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第十七条の四第一項第四号に掲げる医療機関若しくは薬局とする。